旭医大達第３３号
令和３年３月２９日

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長　　吉　田　晃　敏

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則（平成16年旭医大達第171号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す。

改正後	現行
第1条～第26条　（略） （所定休日） 第27条　所定休日は，次に定める日とする。 (1)　日曜日 (2)　土曜日 (3)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日 (4)　12月29日から翌年1月3日までの日（前各号に定める休日を除く。） (5)　その他本学が特に指定する日 2　労基法第35条で定める休日（以下「法定休日」という。）は，日曜日とする。ただし，次条の規定により当該法定休日の振替が行われた場合は，当該振替日を法定休日とする。 （休日の振替） 第28条　前条第１項第１号及び第２号の所定休日に勤務させる必要	第1条～第26条　（略） （所定休日） 第27条　所定休日は，次に定める日とする。 (1)　日曜日 (2)　土曜日 (3)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日 (4)　12月29日から翌年1月3日までの日（前各号に定める休日を除く。） (5)　その他本学が特に指定する日 2　労基法第35条で定める休日（以下「法定休日」という。）は，日曜日とする。ただし，次条の規定により当該法定休日の振替が行われた場合は，当該振替日を法定休日とする。 （休日の振替） 第28条　前条の所定休日（変形労働時間制の採用により，これと異な

がある場合には，当該休日の属する同一の週の他の日に振り替える（以下「休日の振替」という。）ことがある。	る所定休日の定めをした場合はその休日。以下，第30条，第32条及び第33条において同じ。）に勤務させる必要がある場合には，別に定めるところにより，休日の振替を行うことがある。
2　前条第１項第３号から第５号の休日に勤務させる必要がある場合には，勤務することを命じた休日を起算日とし，その翌日から８週間以内の他の日に休日の振替を行うことがある。（新設）	
3　前２項の規定による休日の振替を行う場合は，事前に指定するものとし，できる限り職員の意向に沿うものとする。（新設）	
4　第1項の場合，労働日に振り替えられた所定休日における勤務に対しては，第30条第4項の規定にかかわらず，割増賃金を支払わない。	2　前項の場合，労働日に振り替えられた所定休日における勤務に対しては，第30条第4項の規定にかかわらず，割増賃金を支払わない。
第29条　（略）	第29条　（略）
（超過勤務及び休日勤務）	（超過勤務及び休日勤務）
第30条　（略）	第30条　（略）
2　職員に前項の時間外労働又は休日労働を命じたことによって，1日の労働時間が8時間を超える場合には，合計1時間の休憩時間をその労働時間の途中に与える。	2　職員に前項の超過勤務又は休日勤務を命じたことによって，1日の労働時間が8時間を超える場合には，合計1時間の休憩時間をその労働時間の途中に与える。
3　職員に第1項の時間外労働（当該勤務が時間外労働に該当する場合に限る。）又は休日勤務を命じたときは，所定の割増賃金を支払う。	3　職員に第1項の超過勤務（当該勤務が時間外労働に該当する場合に限る。）又は休日勤務を命じたときは，所定の割増賃金を支払う。
4～7　（略）	4～7　（略）
第31条（略）	第31条（略）
（非常災害時の勤務）	（非常災害時の勤務）
第32条　災害その他避けることのできない事由によって必要がある場合には，その必要の限度において，臨時に職員に対して所定労働時間以外の時間に時間外労働を命じ，又は休日に勤務を命ずることがある。	第32条　災害その他避けることのできない事由によって必要がある場合には，その必要の限度において，臨時に職員に対して所定労働時間以外の時間に超過勤務を命じ，又は休日に勤務を命ずることがある。
2　（略）	2　（略）
3　職員に第1項の時間外労働又は休日労働を命じる場合は，労基法第33条第1項に規定する必要な手続きをとるものとする。	3　職員に第1項の超過勤務又は休日勤務を命じる場合は，労基法第33条第1項に規定する必要な手続きをとるものとする。

第33条・第34条（略）	第33条・第34条（略）
第4節　労働時間の特例	第4節　労働時間の特例
（1箇月以内の変形労働時間制）	（1箇月以内の変形労働時間制）
第35条　業務の都合上特別の形態によって勤務する必要のある職員について，1箇月以内の一定期間を平均し1週間の労働時間が第26条に定める所定労働時間を超えない範囲において，あらかじめ勤務時間を割り振ることにより，第27条及び第28条の規定にかかわらず，これと異なる所定労働時間及び所定休日を定めることがある。	第35条　業務の都合上特別の形態によって勤務する必要のある職員について，1箇月以内の一定期間を平均し1週間の労働時間が第26条に定める所定労働時間を超えない範囲において，あらかじめ勤務時間を割り振ることにより，第27条及び第28条の規定にかかわらず，これと異なる所定労働時間及び所定休日を定めることがある。
2　（略）	2　（略）
3　第1項の勤務時間の割り振りについては，別表1のとおりとする。（新設）	
4　業務上の必要がある場合には，前項の規定にかかわらず，始業及び終業の時刻並びに休憩時間の時間帯を変更することがある。（新設）	
第36条　（略）	第36条　（略）
（年次有給休暇）	（年次有給休暇）
第37条　年次有給休暇は，一の年度（4月1日から翌年の3月31日までの一年度をいう。）を単位として，4月1日にこれを与えるものとする。ただし，それぞれの期間において全労働日の8割以上勤務しなかった職員には，年次有給休暇を与えない。	第37条　年次有給休暇は，一の年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を単位として，4月1日にこれを与えるものとする。ただし，それぞれの期間において全労働日の8割以上勤務しなかった職員には，年次有給休暇を与えない。
2～5　（略）	2～5　（略）
6　第1項の年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては，前2項の規定にかかわらず，当該年次有給休暇の付与日（以下「第１基準日」という。）から1年以内に，当該労働者の有する年次休暇日数のうち5日について，所属長が職員の意見を聴取し，その意見を尊重した上で，あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし，職員が前2項の規定による年次休暇を取得した場合においては，当該取得した日数分を5日から控除するものとする。	6　第1項の年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては，前2項の規定にかかわらず，付与日から1年以内に，当該労働者の有する年次休暇日数のうち5日について，所属長が職員の意見を聴取し，その意見を尊重した上で，あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし，労働者が前2項の規定による年次休暇を取得した場合においては，当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

7　前項の規定にかかわらず，10日以上の年次休暇を第1基準日に与えられ，かつ，第1基準日から1年以内の特定の日（以下この項において「第2基準日」という。）に新たに10日以上の年次休暇を与えられた職員に対しては，履行期間（第1基準日を始期として，第2基準日から1年を経過する日を終期とする期間をいう。以下この項において同じ。）の月数を12で除した数に5を乗じた日数(以下この項において「履行期間の年次休暇付与日数」という。)について，当該履行期間中に，時季を指定して取得させることができる。ただし，当該職員が前3項の規定による年次休暇を取得した場合においては，当該取得した日数分を履行期間の年次休暇付与日数から控除するものとする。（新設）	
8　年次有給休暇の単位は，1日とする。ただし，やむを得ない事由があり，所属長がこれを認めたときは，1時間単位で取得することができる。	7　年次有給休暇の単位は，1日とする。ただし，やむを得ない事由があり，所属長がこれを認めたときは，1時間単位で取得することができる。
9　１時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には，所定労働時間をもって１日とする。（新設）	
10　年次有給休暇は，23日を限度として当該年度の翌年度に繰り越すことができる。	8　年次有給休暇は，23日を限度として当該年度の翌年度に繰り越すことができる。
（特別休暇）	（特別休暇）
第38条　職員は，次の各号の一の事由により勤務しない場合には，特別休暇として，当該各号に掲げる期間の休暇の付与を受けることができる。	第38条　職員は，次の各号の一の事由により勤務しない場合には，特別休暇として，当該各号に掲げる期間の休暇の付与を受けることができる。
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）
(6)　職員の親族（別表2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で，職員が葬儀，服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため勤務しないことが相当であると認められるとき　親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては，往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間	(6)　職員の親族（別表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で，職員が葬儀，服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため勤務しないことが相当であると認められるとき　親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては，往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

(7)～(10)　（略）

2～3　（略）

第38条の2～第50条　（略）

（育児部分休業）

第51条　3歳未満の子と同居し，養育する職員で，育児休業をしていない職員は，本学に申し出ることにより，所定労働時間の始め又は終わりにおいて，1時間（第68条第1項の規定による介護部分休業を取得している時間がある日については，当該1時間から当該介護部分休業を取得している時間を減じた時間）を休業すること（以下「育児部分休業」という。）ができる。ただし，1日の所定労働時間が6時間を超える日にあっては2時間（第68条第1項の規定による介護部分休業を取得している時間がある日については，当該2時間から当該介護部分休業を取得している時間を減じた時間）を超えない範囲内で，30分を単位として休業することができる。

第52条～第67条　（略）

第3節　介護部分休業

（介護部分休業の対象者）

第68条　要介護状態にある対象家族を介護する職員で，介護休業を取得しない職員（1日の所定労働時間が6時間を超える職員に限る。）は，本学に申し出ることにより，対象家族1人につき連続する3年の期間（当該対象家族に係る第56条第1項の規定による介護休業を取得している期間と重複する期間を除く。）の範囲内を限度として，所定労働時間の始め又は終わりにおいて，1日を通じて2時間（第51条第1項の規定による育児部分休業を取得している時間がある日については，当該2時間から当該育児部分休業を取得している時間を減じた時間）を超えない範囲内で，30分を単位として休業すること（以下「介護部分休業」という。）ができる。ただし，1日の所定労働時間が6時間を超える日に限る。

(7)～(10)　（略）

2～3　（略）

第38条～第50条　（略）

（育児部分休業）

第51条　3歳未満の子と同居し，養育する職員で，育児休業をしていない職員は，本学に申し出ることにより，所定労働時間の始め又は終わりにおいて，1時間（第68条第1項の規定による介護部分休業を取得している時間がある日については，当該1時間から当該介護部分休業を取得している時間を減じた時間）を休業すること（以下「育児部分休業」という。）ができる。ただし，1日の所定労働時間が6時間を超える日にあっては2時間（第68条第1項の規定による介護部分休業を取得している時間がある日については，当該2時間から当該介護部分休業を取得している時間を減じた時間）を超えない範囲内で，1時間を単位として休業することができる。

第52条～第67条　（略）

第3節　介護部分休業

（介護部分休業の対象者）

第68条　要介護状態にある対象家族を介護する職員で，介護休業を取得しない職員（1日の所定労働時間が6時間を超える職員に限る。）は，本学に申し出ることにより，対象家族1人につき連続する3年の期間（当該対象家族に係る第56条第1項の規定による介護休業を取得している期間と重複する期間を除く。）の範囲内を限度として，所定労働時間の始め又は終わりにおいて，1日を通じて2時間（第51条第1項の規定による育児部分休業を取得している時間がある日については，当該2時間から当該育児部分休業を取得している時間を減じた時間）を超えない範囲内で，1時間を単位として休業すること（以下「介護部分休業」という。）ができる。ただし，1日の所定労働時間が6時間を超える日に限る。

2　（略）

第68条の2～第87条　（略）

附　則

この規程は，令和3年4月1日から施行する。

別表1（第35条第3項関係）（新設）

職員の区分	変形労働時間制の単位	勤務区分	始業時間	終業時間	休憩時間
医員	1箇月	日勤	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
		早出１	7時00分	15時45分	12時00分～13時00分
		早出２	7時30分	16時15分	12時00分～13時00分
		早出３	8時00分	16時45分	12時00分～13時00分
		遅出１	9時00分	17時45分	12時00分～13時00分
		遅出２	9時30分	18時15分	12時00分～13時00分
		遅出３	13時00分	21時45分	19時00分～20時00分
※上記に加え，病院救命救急センター勤務の医員は右記の勤務有		16勤	16時00分	翌9時00分	19時30分～20時00分，0時00分～0時30分，4時00分～4時30分

2　（略）

第68条の2～第87条　（略）

※上記に加え，病院NICU病棟勤務の医員は右記勤務有		16勤	17時00分	翌10時00分	20時00分～20時30分，0時30分～1時00分，4時30分～5時00分
※上記に加え，病院HCU病棟勤務の医員は右記勤務有		16勤	16時00分	翌9時00分	20時00分～20時30分，0時30分～1時00分，4時30分～5時00分
※上記に加え、麻酔科蘇生科勤務の医員は右記勤務有		16勤１ 16勤２ 深夜	16時00分 17時00分 00時00分	翌8時30分 翌9時30分 8時45分	23時45分～0時45分 23時45分～0時45分 3時30分～4時30分
病院視能訓練士	1箇月	日勤１	9時00分	16時00分	12時00分～13時00分
		日勤２	9時00分	12時00分	
		日勤３	13時00分	16時00分	

1　1箇月単位の変形労働時間制を適用する職員については，毎月1日を起算日とした1箇月ごとに労働時間及び休日を定めるものとし，休日の日数は，1箇月を通じて，変形労働制を適用しない場合と同じ日数とする。ただし，出勤シフトの関係及び業務の都合上その他やむを得ない事情がある場合は，１週間当たりの労働時間が週の所定労働時間を超えない範囲内において，１週間のうちで１日の休日を確保した上で，当該期間の休日数を調整することがある。

2　各人の勤務時間の割り振りは，勤務時間割振表により起算日の5日前までに通知する。 別表2（第38条第1項第5号関係） 【改正理由】 同一労働同一賃金への対応及び関係法令等に適合していない事項等が判明したため，所要の改正を行うものである。	別表（第38条第1項第5号関係）